

## ○備前市パブリックコメント制度実施要綱

平成19年11月27日

告示第45号

改正 平成20年3月31日告示第15号

平成20年10月28日告示第37号

平成25年10月1日告示第33号

平成27年4月1日告示第15号

### (目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント制度に関し必要な事項を定め、市民の市政への積極的かつ幅広い参加の機会を確保し、市民等の多様な意見を反映させた意思決定を行うとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント制度」とは、市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定に当たり、事前にその趣旨、内容等を公表した上で、市民等からの意見又は情報(以下「意見等」という。)を公募し、意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手續をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

3 この告示において「市民等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本構想、市政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める政策の策定又はこれらの重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収並び

に分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)又は制度の制定又は改廃に係る案の策定

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント制度を適用しないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 実施機関に裁量の余地がないと認められるとき。

(3) 市民等の意見聴取の手続が法令等により定められているとき。

(公表及び資料)

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、あらかじめ、その案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 政策等を策定する趣旨、目的及び背景

(2) 政策等の案の概要

(3) 政策等の案を市民等が理解するのに必要な関係資料

(4) 政策等の案を附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。)又はこれに準じる機関(以下「附属機関等」という。)における審議又は検討に付した場合にあっては、当該審議又は検討の概要

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、次に掲げる方法を活用して案及び資料について市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(1) 実施機関の事務所における配布

(2) 広報紙への掲載

(3) その他実施機関が適当と認める方法

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、意見等の提出期間、提出方法及び使用する言語の種類を定め、案及び資料を公表するときに明示するものとする。

2 前項の提出期間を定めるに当たっては、市民等が意見等を提出するために必要な時間を勘案し、1箇月程度を目安とするものとする。

- 3 第1項の提出方法は、郵便、ファクシミリ及び電子メールその他の方法のうちから実施機関が定めるものとする。
- 4 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他必要な事項を明らかにしなければならない。
- 5 実施機関は、意見等を提出した個人又は法人その他の団体の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表する場合には、案及び資料を公表するときにその旨を明示するものとする。  
(意見等の考慮及び公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定について意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定について意思決定を行ったときは提出された意見等及びこれに対する市の考え方を、当該政策等の案を修正したときは当該修正の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。
- 3 第5条の規定は、前項本文の規定による公表について準用する。

(他の制度との調整)

第8条 附属機関等においてこの告示に類する手続を経て策定した報告、答申等に基づき実施機関が政策等を立案する場合又は公聴会付議、事前の告示等の手続が法令等で定められている場合は、この告示の規定は適用しない。ただし、当該手続に当たっては、可能な限りこの告示に沿ったものとなるよう努めるものとする。

(一覧の作成)

第9条 市長は、パブリックコメント制度を行っている政策等の一覧を市のホームページに掲載して公表するものとする。

- 2 前項の政策等の一覧は、第3条第1項各号の区分ごとに作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 政策等の名称
  - (2) 案及び資料の公表日
  - (3) 意見等の提出期間
  - (4) 案及び資料の閲覧の方法及び問い合わせ先(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、この告示に類する手続を経たものについては、この告示の規定は適用しない。

附 則(平成20年3月31日告示第15号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月28日告示第37号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月1日告示第33号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第15号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。